15　法第三十八条の三第五項第一号に規定する政令で定める場合は、平成二十三年三月十日における認定相続承継会社（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第一号に規定する認定相続承継会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額に対する当該認定相続承継会社の次に掲げる資産（特定資産を除く。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

一　東日本大震災により滅失をした資産

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた資産（前号に掲げるものを除く。）

16　法第三十八条の三第五項第二号に規定する政令で定める場合は、認定相続承継会社の平成二十三年三月十日における常時使用従業員の総数に対する当該認定相続承継会社の次に掲げる常時使用従業員の数の合計数の割合が百分の二十以上である場合とする。

一　当該認定相続承継会社の法第三十八条の三第五項第二号に規定する事業所（東日本大震災により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊したものに限る。）のうち平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間継続して常時使用従業員が当該認定相続承継会社の本来の業務に従事することができないと認められるものにおいて、同年三月十日に使用していた常時使用従業員の数

二　警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた事業所（前号の事業所を除く。）において、同日の前日に使用していた常時使用従業員の数

17　法第三十八条の三第五項第二号イに規定する政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）とする。

18　法第三十八条の三第五項第三号に規定する政令で定める場合は、認定相続承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合とする。

一　平成二十二年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額

二　平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間における売上金額

19　法第三十八条の三第五項第三号に規定する売上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保されているときとして政令で定めるときは、売上割合（認定相続承継会社の平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度（以下この項及び次項において「相続特定事業年度」という。）における売上金額に対する同号に規定する基準日（以下この項及び第二十一項において「基準日」という。）の直前の経営相続報告基準日（租税特別措置法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。以下この項において「売上判定事業年度」という。）における売上金額の割合（特例対象贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事由が生じたときは、当該事由が生じた日以後の認定相続承継会社に係る当該割合としての財務省令で定めるもの）をいう。以下この項において同じ。）の次の各号に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該認定相続承継会社の特例対象贈与の時における常時使用従業員の数に対する雇用判定基準日（当該売上判定事業年度に係る基準日が法第三十八条の三第五項第一号に規定する経営相続承継期間内に存する場合にあっては当該基準日の翌日から一年を経過する日をいい、当該基準日が同号に規定する相続特定期間内に存する場合にあっては当該経営相続承継期間の末日の翌日から一年を経過するごとの日をいう。）における常時使用従業員の数の割合をいう。）が当該各号に定める割合以上であるときとする。この場合において、売上判定事業年度に係る基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する基準日である場合における法第三十八条の三第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日（当該売上金額に係る事業年度（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。）の直前の経営相続報告基準日の翌日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日」とする。

一　売上割合が百分の百以上の場合　百分の八十

二　売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合　百分の四十

三　売上割合が百分の七十未満の場合　零

20　法第三十八条の三第五項第三号に規定する政令で定める事業年度は、事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除く。）における売上金額が最初に相続特定事業年度における売上金額以上となった場合における当該事業年度とする。

21　法第三十八条の三第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営相続承継受贈者は、届出期限（基準日が同項第一号に規定する経営相続承継期間内に存する場合にあっては当該基準日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当該経営相続承継期間の末日の翌日以後に存する場合にあっては当該基準日の翌日から三月を経過する日をいう。）までに、引き続いて同項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

22　法第三十八条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける同項の経営承継受贈者に係る贈与者（租税特別措置法第七十条の七第一項に規定する贈与者をいう。）が死亡をした場合における法第三十八条の三第一項（同号に係る部分に限る。）の規定及び第五項から第七項までの規定の適用については、同号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営贈与承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第七十条の七第四項第二号若しくは第九号」とあるのは「第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第三項第二号若しくは第九号」と、「贈与特定期間」とあるのは「相続特定期間」と、「同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号」とあるのは「同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号」と、「経営贈与報告基準日（」とあるのは「同法第七十条の七の四第二項第六号に規定する経営相続報告基準日（」と、「の経営贈与報告基準日」とあるのは「の経営相続報告基準日」と、「贈与の日の属する年分の贈与税」とあるのは「相続に係る相続税」と、第五項中「法第三十八条の三第一項第三号に規定する売上金額」とあるのは「第二十二項の規定により読み替えられた法第三十八条の三第一項第三号に規定する売上金額」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「贈与特定事業年度」とあるのは「相続特定事業年度」と、「経営贈与報告基準日」と、「第七十条の七第二項第七号」とあるのは「第七十条の七の四第二項第六号」と、「法第三十八条の三第一項第一号」とあるのは「法第三十八条の三第五項第一号」と、「経営贈与承継期間内」とあるのは「経営相続承継期間内」と、「贈与特定期間」とあるのは「相続特定期間」と、「経営贈与承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間又は同条第一項第一号に規定する贈与特定期間の」と、「第三十八条の三第一項（」とあるのは「第三十八条の三第五項（」と、第六項中「贈与特定事業年度」とあるのは「相続特定事業年度」と、第七項中「経営承継受贈者」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営贈与承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」とする。

第二十九条の四　法第三十八条の四第一項第一号に規定する経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。

一　当該経営承継受贈者の親族

二　当該経営承継受贈者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　当該経営承継受贈者の使用人

四　当該経営承継受贈者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（前三号に掲げる者を除く。）

五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族